

規制改革のための第2次答申（抜粋）

（平成19年12月25日規制改革会議決定）

（3）教育・研究分野

⑩競争的研究資金の配分の見直し

ウ 審査・評価者に関する適切な情報開示（平成20年度中措置）

（イ）厚生労働省【平成20年度中措置】

競争的研究資金制度の審査・評価に係る審査・評価者がその分野の審査・評価に相応しい十分な学識を有していることが必要である。

審査・評価者の業績又は実績（研究論文、著作、学術的発表の実績、実務家については発明実績等などのうち適切なもの）について適切な時期にホームページ等で公開する等により審査・評価者として相応しい者であることの説明責任を果たすべきである。